

社会福祉法人太陽の村 奨学金貸与規程

第1条（目的）

この規程は、職員の、自発的な業務知識の向上および技術・技能の習得を図るための研修等の受講、資格取得を奨励し、法人がその費用を貸し付ける取り扱いについて定める。

第2条（対象者）

この規程の対象者は、当法人に従事する職員（正職員、パートタイマー、嘱託職員）とする。

第3条（対象となる研修および資格）

対象となる研修等および資格は、法人が適当と認めたものに限る。

- 2 研修受講または資格取得を希望する職員は、次の事項を明記した「奨学金貸与申請書」を添えて、法人へ申し出るものとする。
 - (1) 受講する研修または取得する資格の内容
 - (2) 研修または資格試験実施機関
 - (3) 受講または受験の時期および期間
 - (4) その他必要な事項
- 3 前項の申し出があった場合、法人はその内容を検討し、可否を決定する。
- 4 法人が研修の受講または資格取得を認めた職員は、「誓約書」を提出しなければならない。

第4条（費用及び契約）

前条に基づき、法人が認めた研修の受講および資格取得のための費用（受講費、教材費を含む。）は法人が立替を行い、その費用を職員に貸し付けるものとし、職員は法人と「奨学金貸借契約」を締結しなければならない。

第5条（報告義務）

研修を受講、または資格試験を受験した職員は、研修または試験終了後、その結果について法人へ報告しなければならない。

第6条（貸与基準と支払い）

奨学金の貸与基準と支払いは次のとおりとする。

- (1) 貸与期間：第4条の契約を締結した日が属する月から貸付費用を完済する月まで。

(2) 貸与金額：受講内容及び受講費用を基に理事長が決定する。

(3) 貸与日：受講及び資格取得費用支払日

(4) 利息：なし

第7条（連帯保証人）

職員は、一定の職業を持ち、かつ、独立した生計を有している者を連帯保証人として立てなければならない。

2 保証人は、職員の債務につき連帯して履行する責任を負うものとする。

第8条（返済）

奨学金の返済は次の通りとする。

(1) 職員は、当法人より支払われる給与から貸付金額を控除してもらうことで返済する。

(2) 月々の返済金額については、職員と法人とで締結する「奨学金貸借契約書」に基づくものとする。

(3) この規程に基づき研修を受講、または資格取得をした職員が退職するときは、法人が貸し付けた費用を退職時に一括して返還しなければならない。

第9条（雑則）

本規程に定めない事由が発生した場合には、法人と職員が協議を行った上で、理事長が判断する。

附 則

この規程は平成30年6月10日より施行する。